

議案第62号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	1-17-1号線	幸手市南3丁目3161-34地先から	
		幸手市南3丁目3219-11地先まで	
2	928号線	幸手市大字千塚604-5地先から	
		幸手市大字千塚604-16地先まで	
3	929号線	幸手市西2丁目3561-31地先から	
		幸手市西2丁目3561-27地先まで	
4	930号線	幸手市中5丁目4577-11地先から	
		幸手市中5丁目4577-4地先まで	
5	931号線	幸手市大字上高野1174-6地先から	
		幸手市大字上高野1174-1地先まで	
6	932号線	幸手市大字上高野2118地先から	
		幸手市大字上高野2095-3地先まで	
7	4114号線	幸手市大字上高野419-5地先から	
		幸手市大字上高野419-12地先まで	

令和2年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

未認定道路及び開発行為により築造され市に帰属された道路を市道路線として認定をするため、この案を提出するものである。